2012年2月15日

No.135



〒520-0043 大津市中央1丁目5-25 小堀マンション2030号室

さざなみネット

金融労連・全国金融産業労働組合滋賀分会》 TEL・FAX 077-522-7868

2012 春闘

金融ユニオン第3回中央委員会 全力で職場の切実な要求実現を

2月12日、金融ユニオン第2回中央委員会が愛知 労働会館で開かれ、中央委員・本部役員15人が参加 しました。さざなみネットからは、山﨑書記長(金融 ユニオン中央執行副委員長)が参加しました。

牧野中央執行委員長は、昨夜放映されたNHKスペシャル「東日本大震災〜魚の町は守れるか〜ある信用金庫の200日」を紹介し、「地域の人たちのために役立つ仕事をしているか、改めて地域金融機関の重要性を認識させられた。金融機関の本来の役割をもっと重視していくことが大事」と述べ、「全国的なネットワークを持つ金融ユニオンの強みを発揮して、みんなが活き活きと前向きに生きていけるように頑張りたい」と挨拶しました。

(議案)・2012年春闘要求(案)について 次ページのとおり提案されました。

- ・次年度の本部役員定数と選挙管理委員会の設置に ついて 副執行委員長2人、執行委員3人 選挙管理委員会 東海支部静岡ブロック
- ・組織拡大・強化について 大会以降新規加入は10人で、大半が女性の非正規

労で各で働や活主力付い働た支、相宣動体量けく者。部労談伝の的をてこ



あいさつをする牧野委員長

と、職場で地道な日常活動ができるようにしていく ことなど話し合いました。

- 会計報告 現状の報告を受けました。
- 今後の日程 (省略)

支部報告や春闘要求(案)などの議論のなかで、職場の実態に基づく意見など(下記)が多数出され、活発な討議がされました。全力をあげて職場の切実な要求実現めざして奮闘することを誓い、全議案とも全員一致で採択されました。



岩波 美智子さん 画

職場の実態や悩み 各支部からの活動報告や議論の中から

- ・不祥事故が多発し、再発防止のためと して同意書をとって、行員の資産調査 を進めている。
- ・東日本大震災の津波による被害者の遺族会が「銀行側の対応に落ち度があった」などとして、対応の検証などを求める文書を提出した。災害時の対応マニュアルの再点検などが急務である。
- ・パートの雇用形態が変わり、派遣から直接雇用になったが、目標設定など労働強化になっている。賃金に不満が出てきている。
- ・時差出勤の対象項目を、投資信託や住宅ローン相談 会にも広げてきている。
- ・仕事上の問題にかこつけて、「(会社を)辞めてもらってかまわない」などとパワハラを受けている。



金融ユニオン2012年春闘要求

1、賃金引上げ要求について

〔賃上げ要求の基本〕

- (1) 誰でも基本給を月額10,000円以上引き上げること。
- (2) 初任給を10,000円以上引き上げること。
- (3) パートなど時間給労働者の時給を100円以上引き上げること。
- (4) 成果主義賃金の導入・拡大など賃金差別をやめること。不公正な評価に対してはただちに是正を行なうこと。
- (5) 関連会社を含め、年収200万円・月額16万円・時間額1,000円未満の賃金をなくすこと。
- (6) 実施時期 2012年4月
- (7) 回答指定日 2012年3月14日(水)

2、上期臨時給与要求について

[臨時給与要求の基本]

(1)誰でも定例給与の(支給すること。

(要求月数は、1.5ヵ月分以上とし、これまでカットされたところでは実績確保または復枠を要求する)



- (2) 年間協定を行わないこと。
- (3) 嘱託・臨時職員・関連会社職員に対して、定例給与の()支給すること。

(要求月数は、1.5ヵ月分以上とし、実態に即して大幅引き上げを要求する)

- (4) メリット配分・考課配分には反対である。支給 基準の明確化、格差の縮小、確実なフィードバッ クを行なうこと。
- (5) パート・派遣・契約社員に対して大幅な引き上げを実施し、正社員との均等待遇を図ること。
- (6) 専任(先任) 職員に対する臨給は、一般職員と 同率の支給とすること。
- (7) 継続(再)雇用制度による職員に対する臨給は、 専任(先任)職員に準じて 支給すること。



(8) 支給日 2012年 6月8日(金)

(9) 回答指定日 2012年 5月14日(月)

3、個別要求について

- (1) 定年前の大幅賃金ダウン を伴う専任(先任)行員 制度を見直しすること。
- (2) 役職定年制度の見直し・ 撤廃を実施すること。
- (3) 継続雇用制度・再雇用制度は希望者全員に適用すること。
- (4) 年金無支給事態の到来に対応した60歳定年の 延長と65歳までの雇用を確保すること。 定年延長に便乗した労働条件の切り下げを行なわ ないこと。
- (5) 雇用延長を含め、労働者の雇用を確保し、人員の増加を図ること。
- (6) 卒業後3年間は新卒採用枠扱いで雇用するとともに高卒採用も行なうこと。
- (7) 定年退職の日は、定年達齢日の属する年度末とすること。
- (8) 正社員転換制度を導入し、 1年以上継続している非正 規労働者は本人の希望に基 づき正社員とすること。
- (9) 時間外不払いをなくし、 完全支給すること。
- (10) 年次有給休暇の完全取得、特定日の廃止などで、総労働時間の短縮を図ること。
- (11) 福利厚生面も含め、非正規労働者の労働条件 の均等待遇を図ること。
- (12) 管理監督者の範囲を見直し、「名ばかり管理職」をなくすこと。
- (13) パワーハラスメント・セクシャルハラスメントなど、職場でのいじめ・人権侵害を根絶するための具体策を講じること。また、懲戒規程に明文化するなどして責任体制を明確にすること。
- (14) メンタルヘルス不全による長期休職者については、期限をきって退職扱いにすることなく、企業の責任において、職場環境に配慮した丁寧な復帰策を講じること。
- (15) 金融商品取引法を順守し、 投資信託など元本保証のない金融リスク商品のノルマ 推進はやめること。
- (16) 12月30日を休日と するよう行政機関や業界団 体などに働きかけること。



